

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2018.1.20 vol.89

1 年始のごあいさつ

2 2018年度税制改正は、個人に厳しく法人に
優しく！！ますます顕著に！！

3 セルフメディケーション税制ってどんな制度??

◆ 「相続アドバイザーのつぶやき通心」

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp

1 年始のごあいさつ

Writer 相続診断士 CFP 蒲幸恵

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。皆様にとって2018年が幸多き1年でありますことお祈りいたします。お蔭様で今年は、この相伝を発行して9年目を迎えます。来年の10年目に向かってわかりやすい相続の情報や考え方をお伝えできるように努めてまいります。

さて、私ども上坂会計グループ 相続手続きお悩み解決センターでは、お客様の相続に関するお悩みをお聞きし、寄り添い、ほっとする場の提供ができることを目指しております。

2013年にスタートしました相続無料相談会も、今年で5年目となります。これまで多くの皆様にご利用いただき、この場をお借りしお礼申し上げます。ありがとうございます。

『モヤモヤしていたことがすっきりしました』『安心しました～ありがとう』というお客様のお言葉が、私たち相続アドバイザーの原動力になっています。

今年も引き続き、毎週水曜日とナイター営業そして土日の開催も継続していきます。メンバーは変わらずおりますので、皆様のちょっとした近況報告もお待ちしています。

2018年は、お客様とほっとする関係性を目指し3つのことをやっていきます。

①お客様の気持ちに寄り添うこと

相続税申告や相続手続きの業務の中で、お客様は大事な方が亡くなられて本当にお気持ち沈んでいる方が多いです。そして何をどうしてよいのかわからず不安な気持ちでいっぱいです。そんな時、誰かに話すことができる。誰かを頼りにできるという時間は必要なのだと感じます。私たち相続アドバイザーが、お客様の気持ちに寄り添いながら、まずはお話しをお聞きします。ご心配なことは何でも相談してください。きっと解決の糸口が見つかり、残された方の未来に少し明るい光を照らすことができると信じています。

気持ちに寄り添うことは、私たちが相続税申告・手続き業務を行う上で最も大切にしている姿勢です。お客様との対話の時間を持ちながら、お客様に一番頼りにされる人間になれるように磨きをかける1年にしたいと思います。

②相続に向けてのセミナーの開催

受講対象は相伝読者の方向けに現在企画中です。春と夏頃に外部の専門講師の方とタイアップしたいと考えています。認知症になる前にやっておくべきことや、不動産を軸にしたセミナーです。相続開始前の準備や、対策情報、知識をご提供いたします。詳細はまたお知らせいたしますのでどうぞお楽しみにお待ちください。

②お客様カルテづくり

病院ではないのですがお客様カルテづくりを昨年度から開始しております。身体を診察してもらった病院では、どんなお薬を処方したかとかどんなことで相談に来られたかをお医者様は把握されていますよね。私たちもお客様のことをしっかりと把握させていただきたいと考え、お客様カルテづくりに入っています。オリジナルで作成しており、お客様との出会いから、家族構成、家族の変化、提案事案、実行支援状況等を記載しております。

時間が経過するのは早く、忘れてしまいそうなこともしっかり記録、整理していきます。そうすると年月が経って急にお越しになられても、担当者が不在でも、以前のお話やご提案した内容が瞬時にわかります。お客様が同じような説明を何度もしなくてもいいようにご準備をしてお待ちしております。またそのカルテをメンバーと共有しながら、お客様にとっての課題や解決方法をご提案する準備も整えていきたいと考えております。

今年も私たちの知識や現場経験を活かし、そして提携いただいている専門家の先生方のお力も借り、1人1人のお客様に合ったご提案を心がけ進んでまいります。2018年も上坂会計グループ 相続手続きお悩み解決センターをどうぞよろしく願いいたします。



2 2018年度税制改正は、個人に厳しく法人に優しく！！ますます顕著に！！

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

■高所得者への増税が続く
給与所得控除がどんどん減少しています。

年収2,400万円の方の給与所得控除は以下です。

平成23年	→	平成27年	→	平成30年
290万円		245万円		205万円

所得税・住民税の合計は、

675万円	698万円	718万円
-------	-------	-------

年収に対する平均税率は、

28%	29%	30%
-----	-----	-----

さらに、社会保険料の負担分を仮に税金とみなせば平均税率 37% となります。



年収 1,200 万円の場合だと

平成 23 年	→	平成 27 年	→	平成 30 年
16%		16%		17%

上記は平均税率。低いようにみえますが、限界税率を考えるとかなり高いのです。すなわち、例えば所得が 100 万円増えれば、年収 2,400 万円の方は税金が 50 万円の増。1,200 万円の方は 33 万円の増となります。つまり、50%と 33%です。

ちなみに、法人税率は、

平成 23 年	→	平成 27 年	→	平成 30 年
40%		32%		30%

法人税の場合は、100 万円所得が増えても 30 万円の税金ですむのです。

節税視点だけでみるのなら、利益は個人にではなく、法人に移した方がお得ですね！アパートは法人化し、稼ぐ人を個人ではなく法人にするという具合です。

ちなみに、アメリカの法人税率はなんと 35%から 21%になりました。それでも選挙公約は 15%だったので、公約違反だと言われていますが。地方税込みの実効税率は、例えばカリフォルニア州では 41%から 28%に下がり、日本よりも低くなります。

経団連の榊原会長は、

「日本も 25%に引き下げを」と即座に叫びました。

そのあとは会長は話はされていませんが、推測すると（あくまで推測です。）

「さもなくば低税率の国へでていくぞ。雇用もなくなるぞ。」というところでしょうか？法人税を下げざるをえないですよ。

さらに、今回、相続税がらみでは以下の 4 点が大きな改正です。

- ① 相続税節税不動産へ 3 年縛り
- ② 実家土地相続の「家なき子」
- ③ 一般社団法人節税封じ
- ④ 中小企業承継税制の緩和

今回の改正は、かなり専門的なものが多く、今回、説明は割愛しますが概要だけ書いておきます。

①と②に関してはいずれも、小規模宅地等の特例というものの改正です。①は金額的には、そんなに影響がないと思うのですが、②は適用されるかどうかでかなり相続税が違ってきますので、大きな改正です。

③は、私どもは、依頼されてもお断りしていました。節税というよりも脱税的な要素が強いように感じたからです。今回の改正は、当然のことと思います。

④に関しては、今も現存するものですが、使い勝手が悪く、ほとんどの専門家は使っていませんでした。が、今回の改正においては、かなり緩和されてきているので、今後詳細がでてきたら、私どもも、しっかりと対処していきたいと思います。



3 セルフメディケーション税制ってどんな制度??

Writer 相続アドバイザー 辻 克昌

今年も確定申告の時期が近づいてきました。

平成 29 年分の確定申告では、基本的な点で大きな改正はありませんが、医療費控除の提出書類の改正と、セルフメディケーション税制の創設がありましたので、こういった変更か確認していきたいと思います。

■医療費控除の提出書類の簡略化

まず 1 点目の改正は、平成 29 年分の確定申告にて医療費控除を受ける場合には、これまで提出していた「医療費の領収書」の提出が不要になり、それに代えて「医療費控除の明細書」の提出が必要になります。

「医療費控除の明細書」は医療機関や薬局から発行された領収書やレシートから対象となる金額を集計し、医療を受けた方の氏名や病院・薬局などの支払先ごとにまとめて記入することとなります。

医療費の領収書等の細々とした書類を提出しなくてよいということで、その辺の煩雑さは軽減されるかもしれませんが、税務署から領収書等の提示を求められる場合もあり、確定申告期限から 5 年間は自宅等で保管して頂く必要がありますので、誤って捨ててしまうようなことのないようご注意ください。

■セルフメディケーション税制とは??

2 点目は、平成 29 年分の確定申告より「セルフメディケーション税制」が創設されました。

セルフメディケーション税制とは、健康の保持増進、病気の予防として一定の取り組みを行っている方が、自分やその家族のために 12,000 円以上の対象となる医薬品を購入した場合に、この税制を受けることができます。

では、上記にある「一定の取り組み」とはどのようなもののでしょうか?

- ・健康保険組合等が実施する健康診査（人間ドック等）
- ・市町村が健康増進事業として行う健康診査・がん検診
- ・予防接種
- ・勤務先で実施する定期健康診断
- ・メタボ検診、特定保健指導

以上のようなものが「一定の取り組み」に該当します。



注意点としては、

- ①通常の医療費控除との併用はできません。（どちらか得な方を選択適用）
- ②申告する方が「一定の取り組み」を行っている必要があります。
- ③「一定の取り組み」にかかった費用（例えば人間ドッグの受診費用）は控除の対象となりません。

また、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品は、購入時のレシートに控除対象であることの記載がありますので確認してみてください。

以上の点に注意し、制度を有効に使うことで正しく節税していただくとよいと思います。

■確定申告の提出及び納税期限

最後に平成 29 年分確定申告の提出期限及び納税期限の確認をしておきましょう。

	申告及び納税期限	振替納税の振替日※
所得税等	平成 30 年 3 月 15 日（木）	平成 30 年 4 月 20 日（金）
消費税等	平成 30 年 4 月 2 日（月）	平成 30 年 4 月 25 日（水）
贈与税	平成 30 年 3 月 15 日（木）	振替納税はありません

※振替納税の手続きを行っている場合、この日に指定した口座から税金が引き落としされます。申告期限は通常通り 3 月 15 日（所得税及び贈与税）及び 4 月 2 日（消費税）です。

残高不足により振替ができなかった場合、延滞税が発生する場合がありますのでご注意ください。

期限内に余裕をもって申告できるよう、書類の収集、整理は早めに行ってください！



* 相続アドバイザーのつばやき通心 *

(ここでは上坂会計グループ・相続手続きお悩み解決センターの近況等をご紹介します。)

終活セミナー ～エンディングノートから遺言まで～

満員御礼!



平成 29 年 11 月 29 日遺言書作成セミナーをリニューアルしまして、『終活セミナー』を開催いたしました。終活セミナーでは、遺言セミナーと同じく前半に相続の基本知識を学んでいただき、後半は実際のエンディングノートに、ご自身のことやご家族のこと、財産のことなどを整理していただく実務の時間があります。いきなり遺言を書いてみるのは難しいですが、エンディングノートだと、これまでの人生を振り返りながら、ご家族やお世話になった方など、いろいろな人に想いを巡らせながら整理していくことができます。遺言を書いてみたいという方は、遺言を書いていただくこともできます。

この時間の中で、相続アドバイザーに前半の講義での不明点や、相続・遺言などに関する個別質問をしていただくことができますので、日頃気になっていたことやセミナーの中で出てきた疑問にお答えいたします。少人数ですので、一般的なセミナーよりも質問がしやすく、他の方の質問からいろいろな事例を知ることのできるのも、おすすめのセミナーです！今年も定期的を開催していきますので、ぜひご参加ください。



次回の『終活セミナー』は、3月28日(水)13:30~16:00 お申込受付中です!

お申込み・お問い合わせは、フリーダイヤル 0120-939-243 まで

私たち、相続手続きお悩み解決センター 相続アドバイザー一同、2018 年も皆さまとお会いできることを楽しみにしています。相続無料相談会もお気軽にご利用ください。今年もこの相伝が、少しでも皆さまのお役に立てれば幸いです。



お客様の要望にお応えするために、
私達、上坂会計グループは、
総合事務所を目指しています。

弁護士・司法書士 有資格者を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



0120-939-243



私ども上坂会計グループは創業 1970 年
顧問先数 500 社を超える会計事務所を母体
にしたコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)